

令和3年度第2回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

- ・ 日 時／令和4年1月27日（木） 午後2時～午後3時
- ・ 場 所／中町庁舎6階 61号会議室
- ・ 出席者／委 員 田中委員長、相原委員、門松委員、中山委員
事務局 齋藤総務課長、岩浪公文書等管理主幹、荒木課長補佐、
齋藤法制係長、大沼公文書等管理専門員

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 公文書の整理作業の状況について（特定歴史公文書扱い予定のもの及び廃棄候補予定のもの）

- 事務局より、これまでの公文書整理作業の概要及び会議資料（別途送付電子データ含む）について説明をした後、中町庁舎4階に仮置きしている特定歴史公文書扱い予定のもの及び廃棄候補予定のものに係る確認の流れを説明。
- 説明後、全員4階に移動し、各自確認。[約30分間]
- 確認終了後、全員6階に戻り、協議再開。
- 前段の事務局の説明と合わせて、実際に整理済のものを確認した結果から、これまでの公文書整理作業の状況について意見交換し、その内容は次のとおり。

<意見交換>

（相原委員）

酒田大火の写真関係は廃棄しないで保存してほしい。街の再整備、焼けている所と焼けていない所がカラー写真で残っていたりするので、街の移り変わりとの観点で。

（中山委員）

今回の廃棄候補予定の文書の3分の1が酒田大火関係のものである。以前、庄内大地震の際の飽海郡役所の資料等を研究している人がいて、そういう災害に対して行政機関がどのように対応したかということで、今でも貴重な資料となっている。

実際に今回確認してみて、廃棄候補予定のものが約400程度で、特定歴史公文書扱い予定のものが約300程度で文書以外にも図表とか地図とかもあり、恐らく特定歴史公文書扱い予定のものを見れば、大体行政がどういう形で対応してきたか

ということは知れるのだと思うが（全部見ていないのではっきりとは言えないが）、そういう区分で選別をされたのではないかなとお見受けした。特に入札調書とか契約書、工事検査調書などが保存の対象から外れて廃棄するということが妥当なんだろうと思うが、ただ相原委員がおっしゃるように写真については廃棄の方に若干残っているようだが、どのように保存していったらいいのか、あるいは廃棄しても何ら支障がないのか、その辺の見解を伺いたい。

（門松委員）

今回の廃棄候補文書に関して文化財的な価値ではなく、行政を研究する立場からすると、一般文書ということで廃棄に入っているもので、例えば資料3 1 ページの599、600番の東北農政局長との協議文書で中身は実際に送付した資料とかが中心であるが、稟議書というか、誰が決裁したか、誰が印鑑を押印しているかなど行政内部での意思決定の過程、誰がGOサインを出すとかこういう話が進むのかみたいなことを検証する場合に、行政職員の方は業務なので日常的にやっていることであり当たり前のことと思うかもしれないが、研究する立場からすると役所の内部が分からないので、こういった資料を確認することで、こういう経路で書類が回っていくことで、例えばこのレベルの案件はこういった決裁を回るだとか、こういった連絡がお互いにやり取りできるのかとか、そういったことが分かってくるので、市民の立場というよりは、行政の研究者視点だと重要になってくる。

その他にも資料5 6 ページの1156、7、8番も一般文書ということで、市と国県とのやり取りの文書とかで実際に送った資料とかになるが、誰から誰に送られているとか、行政の研究の立場からすると非常に興味深い。歴史的な価値の判断基準からは外れるかもしれないが、昭和から平成になるときとか、当時の自治体と国の関係とかを検証するなら有用な資料となるかもしれない。スペースが許すのであれば、一般文書の中からもう一度チェックをして残せるものは残した方がよろしいかなと思う。

（田中委員長）

今の件も検討してもらいたいと思う。役所で言うと事務決裁規程にある、事務手続きの内容によって決裁区分がどこまでになるとかということだが、これらを全て残すというのはちょっと難しいかと思うが、対国とか県といった場合に、どういう意思決定があったかというのはなかなか興味深いかもしれない。

先ほど相原委員と中山委員からもあったが、廃棄候補の中に酒田大火のものがたくさんあったので気になっていて、事前に見させてもらった。重複しているものもあるとは言うもののやはり写真とか換地した時の相手方に出した書類の写しとかというのは一回捨ててしまうと、取り返しがつかなくなってしまうので、ちょっと量は多くなるけど新しい文化資料館の方に引き継げるスペースがあれば、大火関係のものは残しておいてほしい。是非その点をお願いをしたいと思う。

今日見ていただいたものを改めて精査をして、次回の委員会で最終的に廃棄するものを決定するということが予定したいと思う。以上で協議事項は終了する。

4 その他

- 事務局より、次回の委員会の開催日程、開催場所及び協議内容について説明を行った。

5 閉 会